「不登校児童生徒への支援のあり方について（通知)」　令和元年１０月２５日　文部科学省通知
（抜粋）

２　学校等の取組の充実

（４）不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保

不登校児童生徒の一人ひとりの状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ＩＣＴを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要がある。

（別記１）義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の取り扱いについて

趣旨：不登校児童生徒の中には、**学校外の施設**において相談、指導を受け、社会的な自立に向け懸命の努力を続けている者もおり、このような児童生徒の努力を学校として評価支援するため、…一定の要件を満たす場合に、**これらの施設において相談、指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができる。**

＊学校外の施設：室戸市教育支援センター

（別記２）不登校児童生徒が自宅においてＩＣＴ等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取り扱いについて

趣旨：不登校児童生徒の中には、学校への復帰を望んでいるにもかかわらず、家庭に引きこもりがちであるため、十分な支援が行き届いているとは言えなかったり、不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになっていたりする場合がある。このような児童生徒を支援するため、…一定の要件を満たした上で、自宅において教育委員会、学校、学校外の公的機関又は民間事業者が提供する**ＩＣＴ等を活用した学習活動を行った場合、**校長は**指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる。**

要件（抜粋)：（３）訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とすること。対面指導は、当該児童生徒に対する学習支援や将来の自立に向けた支援などが定期的かつ継続的に行われるものであること。

留意点（抜粋)：４　訪問等による対面指導は誰が行えばよいですか。

〇対面指導を行うものとしては、在籍校の教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家のほか、教育支援センターの職員、教育委員会等による事前の指導・研修を受けたボランティアスタッフなども想定されます。